

酪農経営安定対策事業

【所要額 31,161(30,960)百万円】

対策のポイント

加工原料乳及びチーズ向け生乳を対象に助成金を交付するとともに、取引価格が低落した場合の補填等を行います。

<背景/課題>

- 加工原料乳生産地域における生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、加工原料乳生産者補給金を交付することとしているが、乳価の低いチーズ向け生乳の仕向量の増加に対応するための支援が必要です。
- 併せて、自由化品目であるチーズは国際競争に晒されており、国際市況の乱高下に対するセーフティネットとして、加工原料乳とは別にチーズ向け生乳に対しても、取引価格が低下した場合の経営への影響を緩和するための補填を措置することが必要です。

政策目標

生乳の生産量：795万t（平成20年度）→800万t（平成32年度）

<主な内容>

酪農経営安定対策事業

1. 加工原料乳を対象とする生産者補給金の交付

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき、加工原料乳地域の生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、加工原料乳向けの生乳に対して補給金を交付します。

加工原料乳生産者補給金[所要額] 22,353(22,135)百万円
補助率：定額
事業実施主体：独立行政法人農畜産業振興機構

2. チーズ向け生乳を対象とする助成金等の交付

チーズ向け生乳を対象に、チーズ生産と酪農経営の安定が図られるよう助成金を交付します。また、生乳需給が短期間で変動する状況の中で、国産乳製品の安定供給に対するユーザーの強い要望にも応えるため、指定生乳生産者団体自らが乳製品を製造する取組を支援します。

チーズ向け生乳供給安定対策事業 8,767(8,768)百万円
補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：指定生乳生産者団体

3. 加工原料乳の価格が低落した場合の補填への助成

加工原料乳価格及びチーズ向け生乳価格が各々の基準価格を下回った場合に、生産者に補填金（低落分の8割）を交付するための積立金（80億円）の一部を助成します。

〔	加工原料乳等生産者経営安定対策事業[基金規模]	6,000	(6,000)	百万円
	[推進事務費]	13	(17)	百万円
	補助率：定額、3/4以内、1/2以内			
	事業実施主体：指定生乳生産者団体、独立行政法人農畜産業振興機構			

4. 新たな生乳需給安定化手法の開発

生乳需給の安定を図るため、中長期的な予測モデルを作成する活動を支援します。

〔	新たな生乳需給安定化手法の開発	12	(18)	百万円
	補助率：1/2以内			
	事業実施主体：民間団体			

5. 乳製品国際規格策定活動のための支援

生乳需給の安定を図るため、国際乳製品規格に我が国の意見を反映させるための活動を支援します。

〔	乳製品国際規格策定活動支援	16	(23)	百万円
	補助率：定額、1/2以内			
	事業実施主体：(財)日本乳業技術協会			

[お問い合わせ先：生産局畜産部牛乳乳製品課（03-3502-5987（直））]